委員会におけるヒアリングの方針について

1 ヒアリング実施時期

- 2月上旬~3月上旬 (第4回~第6回委員会:計3回)
 - ※ 予め、法人の概況や平成19年度の労使交渉の概況などの質問事項 を提示し、回答を得た上で、ヒアリングを実施

2 ヒアリング対象(対象法人等の労使双方にヒアリングを実施)

(1) 対象法人等の選定の視点

- ① 協約締結権のない法人等
- ② 協約締結権のある法人等
- ③ 新たに協約締結権が付与された法人等
- 4) その他

<u>(2) 具体的なヒアリング対象法人等</u>

- 国の各省庁、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人の中から選定
 - ① 国 : 各省庁3
 - ② 地方公共団体: 都道府県1、政令市1、一般市2、町村1
 - ③ 独立行政法人: 特定1、非特定1
 - ④ 国立大学法人: 1

3 主なヒアリング項目

(1) 協約締結権の付与に対する総合的評価

- 業務能率、コスト意識の向上などの便益について
- 交渉コスト、人件費の増大などの費用について
- 便益と費用を踏まえた総合的評価について

(2) 対象法人等の類型別の項目

① 協約締結権のない法人等

- ア 給与に係る団体交渉のあり方と決定について
- イ 勤務時間その他の勤務条件に係る団体交渉のあり方と決定に ついて
- ウ 全体交渉と部門別交渉それぞれにおける交渉事項について
- エ 団体交渉が不調の場合と対応について

② 協約締結権のある法人等

- ア 給与等の労働条件に係る団体交渉及び決定の状況について
- イ 労働条件の決定に影響を与える主な要素について
- ウ 全体交渉と部門別交渉それぞれにおける交渉事項について
- エ 協約の具体的な内容について
- オ 労働組合に加入していない職員等の労働条件の決定について
- カ 団体交渉が不調の場合と対応について

③ 新たに協約締結権が付与された法人等

- ア 給与等の労働条件に係る団体交渉及び決定の状況について
- イ 労働条件の決定に影響を与える主な要素について
- ウ 協約の具体的な内容について
- エ 労働組合に加入していない職員等の労働条件の決定について
- オ 団体交渉が不調の場合と対応について
- カ 協約締結権が付与されたことによる変化について
 - 給与水準等の労働条件に関する変化について
 - 所要時間や体制、内容等の団体交渉に関する変化について

④ その他(共通の質問項目)

複数の職員団体等がある場合(協約締結権の有無を問わない) における勤務条件等に関する団体交渉のあり方と勤務条件等 の決定について

(3) 今後の労使関係の課題